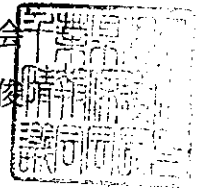




市 第 9 8 4 号
答 申 第 1 4 2 号
平成 26 年 7 月 30 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用
拡大及び保護措置について（答申）

平成 26 年 6 月 26 日付け市第 736 号で諮問のあったこのことについて、下記
のとおり答申します。

記

適当なものと認める。

ただし、本人確認情報の利用拡大に当たっては、次の事項について配慮する
ものとする。

- 1 条例の改正に当たっては、パブリックコメント等を通じて、一般の県民の
意見を十分反映すること。
- 2 操作者に対する研修、監査及びその他の保護措置を十分に行い、今後とも
本人確認情報の保護に万全を期すこと。